

第2回延岡市農業委員会会議録

(令和5年8月28日)

1. 開催日時 令和5年8月28日（金）午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畠 志良一
4		5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	
13	高橋 利喜哉	14		15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19		20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第5号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第6号 農用地利用集積計画の決定について(所有権)
議案 第7号 農地法第5条の許可申請について

報告 第5号 農地法第4条の届出について

報告 第6号 農地法第5条の届出について

報告 第7号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

協議 第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見照会について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤敬洋	局長補佐兼農地係長	佐藤友美		
		農地係主任主事	清田則生	農政係主事	永倉由貴
		北浦産業建設課専門主事	梅田勝徳	北川産業建設課主事補	甲斐健太

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願ひ致します。
会長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第2回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2番 佐藤純子委員と委員番号 18 番 松田宗史委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第5号 農地法第3条 所有权の移転についてから議案第7号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案3件、報告案件3件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案第5号 農地法第3条 所有权の移転について提案致します。なお、整理番号5番については、松田宗史委員と関連がございますので、退席後の審議となります。 整理番号1番について、片伯部委員が欠席のため、横山博章農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
横山推進委員	推進委員の横山です。整理番号1番について説明致します。所在は長浜町、田1筆で面積は 211 m ² です。現在は埋め立て畑になっていました。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人である弟さんが鯛名町在住のため、申請地近くに住む長浜町在住の兄が数年前からここで野菜などをあって自家用に使ってています。今回は贈与としての申請です。 8月27日片伯部委員と私と譲受人の3人で現地確認を致しました。譲受人が高齢なので心配したのですが、申請地の隣が譲受人の長男の家、その隣が譲受人の家ということです。できる限りは譲受人が耕作をして、その後は長男が引き受けるということです。申請地は住宅の中にある畑で道の境界等の問題は無く、地域との調和要件は問題無いと判断致しましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に、整理番号2番について、委員番号5番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	委員番号5番 菊池です。整理番号2番について説明致します。所在は北方町南久保山、畠2筆で面積は 281 m ² です。譲渡人は野地町在住、譲受人は北方町南久保山在住の方です。この二人は義兄弟で、譲受人が以前から申請地の管理をしてきたようです。今までには三反要件があり、申請に至りませんでしたが、撤廃になり今回の申請となりました。理由は経営規模拡大です。 8月 24 日、甲斐(正)推進委員、譲受人の立会いのもと現地調査を致しました。地域との調和要件は何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に、整理番号3番について、委員番号7番 中村みえ委員より説明をお願い致します。
中村委員	委員番号7番 中村です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は北方町椎畠、田3筆で面積は合わせて 1,924 m ² です。譲渡人は椎畠出身で大分県中津市在住、譲受

	人は北方町藏田在住の方です。譲受人の状況は 11,914 m ² 、労力は4人で、柿、桃、自然薯、水稻を栽培する農家です。理由は経営規模拡大です。申請地は既に譲受人が水稻を栽培していて、自然薯と水稻を交互に栽培するということです。譲渡人は将来にわたり農業をする意志は無く、手広く農業をしている譲受人に譲渡することになったようです。
	8月 27 日、譲受人の父、田口推進委員、私の3人で現地確認を致しました。地域との調和要件など問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に、整理番号4番について、委員番号 18 番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号 18 番 松田です。整理番号4番について説明致します。所在は細見町、畠1筆で 1,594 m ² です。譲渡人は細見町在住、譲受人は古川町在住の方です。二人は親子で親から子への贈与です。
	8月 22 日、譲受人、私、酒井推進委員の3人で現地調査を致しました。地域との調和要件はこれら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	では松田宗史委員は退席をお願いします。
	(松田(宗)委員が退席)
	次に、整理番号5番について、松田純二農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
松田（純） 推進委員	推進委員の松田です。整理番号5番について説明致します。所在は祝子町、田2筆で 442 m ² です。譲渡人、譲受人ともに祝子町在住の方です。譲受人の経営状況は 26,476 m ² で 労力人は2人で、理由は経営規模拡大です。譲渡人は農地を5反程所有していますが、全

	<p>てを人に貸して耕作してもらっている状況です。今後も自分で耕作する予定はないということです。譲受人の農業用倉庫の隣に申請地があり、5年前から申請地を水田として耕作しており、購入して経営規模拡大したいとのことです。</p> <p>8月26日、私、遠田委員、譲受人の3人で現地確認を致しました。譲受人は申請地を引き続き水田として耕作していくとのことです。地域との調和要件は何ら問題ありません。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、何も問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、松田(純)推進委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 松田(宗)委員の入室をお願いします。
	(松田(宗)委員が入室)
	続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、整理番号1番については、牧野博文委員と関連がございますので、退席後の審議となります。では、牧野委員退席をお願いします。
	(牧野委員が退席)
	それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。
	整理番号1番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は小野町の田、1筆、927m ² の所有権移転となっております。譲受人は片田町で水稻を中心に農業経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。
	計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。

議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 牧野委員の入室をお願いします。
	(牧野委員が入室)
	続きまして、議案第7号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
佐藤(隆)推進委員	推進委員の佐藤です。整理番号1番について説明致します。所在は大貫町、田1筆で3.93 m ² です。譲渡人、譲受人とも大貫町在住の方です。平成15年頃、一般住宅を建築しましたが、宅地の一部が農地のままになっており、今回名義変更と転用の申請となりました。 8月22日、私、甲斐会長、事務局から2名、県担当者1名、譲受人で現地調査を致しました。隣接地との境界はブロックが積まれており明確で、既に宅地の一部として利用されております。周辺農地への影響も無く、何も問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号2番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	委員番号15番 牧野です。整理番号2番について説明致します。所在は下三輪町、畠1筆で39 m ² です。譲渡人は下三輪町在住、譲受人は古城町在住です。 8月22日、事務局2人、県担当者1名、行政書士1名、私、甲斐(秀)推進委員で現地調査を致しました。先月、転用の許可申請があつた土地の手前の土地を進入路兼宅地の一部として使いたいという申請です。地域との調和要件は何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号3番について、委員番号16番、安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安藤委員	委員番号16番 安藤です。整理番号3番について説明致します。所在は北川町長井、畠1筆で246 m ² です。譲渡人は神奈川県相模原市在住の方、譲受人は北川町長井在住の方で、数年前から空き家を探して家屋を購入されました。元々田舎暮らしを希望されていたそうです。駐車場として利用したいという申請です。 8月22日、譲受人の代理人の行政書士の方、岩佐推進委員、事務局2名、県担当者1名、私の6名で現地調査を致しました。岩佐推進委員の話では、この畠は地域の美化活動

	<p>の時に毎年何回も草刈をしてきたそうです。その分の労力が減ることはもちろん嬉しいことでしょうが、夜にこここの家に灯りがつくのが地域にとって一番嬉しいということです。地域との調和要件は何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上 の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に整地され転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、周辺に10ha以上 の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、周辺に10ha以上 の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議員	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p> <p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第5号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。</p> <p>議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、畑が1筆の168m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第6号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、5件の届出があり、田が3筆の1,091m²、畑が2筆の724m²、計5筆の1,815m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第7号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p>

	<p>議案書をご覧ください。今回3件の届出があり、田が25筆の16,004m²、畑が5筆の1,975m²、計30筆の17,979m²となっています。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありました。報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。</p> <p>議案書の整理番号1番から28番が個別案件での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、表下にあるとおり13人の出し手から28筆、15,777m²の農地を個人5人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、協議第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見照会について、総合農政課よりご説明をお願い致します。</p>
総 合 農 政 課	<p>総合農政課の方から、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正案についてご説明いたします。</p> <p>市の基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき策定するものです。現在の基本構想は令和4年4月に策定されており、今回法の改正(令和4年5月公布、令和5年4月施行)、及び法の基本要綱の改正に伴う記載内容の追加、並びに本県の特性等を踏まえた変更が行われたことにより、上位計画となります県の基本方針についても令和5年6月に改正されたことから、市の基本構想についても改正を行うこととなりました。</p> <p>今回、皆様からご意見をいただき経緯につきましては、農業経営基盤強化促進法の中で基本構想の改正を行う際には、農業委員会及び地域の農業協同組合に意見を求めることが定められているため、今回総会にかけさせていただきました。</p> <p>皆さまのお手元に今回の改正に係る新旧対照表があると思いますが、今回の改正での変更点は大きく2点ございます。1点目は県の基本方針に合わせた全体的な構成の見直しと整理です。配布しております別紙のA3用紙をご覧ください。こちらが県の基本方針の構成見直し・整理についてまとめたものになります。今回こちらを参考に市の基本構想の構成見直し・整理を行いました。2点目は法改正に伴う新規項目の追加です。資料では35ページになります。「地域計画」に係る項目の追加を行いました。内容としましては、「地域計画」の策定の推進、「地域計画」の実現に向けた「目標地図」策定の推進、「地域計画」の実現に向けた「目標地図」に基づく農用地の集積・集約化の推進等についての記載です。今回の改</p>

	正での大きな変更点については以上となりますので、今回の改正に係る皆さまのご意見をお聞かせいただければと思っております。よろしくお願ひします。説明は以上です。
議長	ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
松原推進委員	<p>松原推進委員。</p> <p>推進委員の松原です。2点、質問があります。</p> <p>まず1点目は、労働時間が1,900時間と書いてありますが、これは労働時間1,900時間以内を守ってくださいということなのか、それとも1,900時間以上働いてくださいということなのか、ということです。</p> <p>もう1点は、農地集約80%以上と言っていますが、集約の意味が認定農業者に集約というのが前提条件となっています。農地が広いところには認定農業者がたくさんいるのですが、私が担当している北浦のような中間山地には認定農業者がいません。こういう状況で集約しようにもできません。私はとにかく働いてくれる人に集約しようと自分なりに読み換えてやっていますが、それではいくら農地をまとめても実績として認められないことになります。これでは本末転倒ではないでしょうか。本来ならバリバリ働いてくれる若者に農地を集約するというのが本来の目的ではないでしょうか。</p> <p>農地の集約に認定農家しか認めないとるのは外して頂けないのでしょうか。</p> <p>以上、2点についてよろしくお願ひします。</p>
議長	はい、総合農政課。
総合農政課	年間労働時間1,900時間についてですが、認定農業者として認定するための目安の労働時間です。
議長	松原推進委員、どうぞ。
松原推進委員	補助労働者は1,900時間とあります。例えば奥さんですね、130万を1,900時間で割ると時給六百数十円にしかならないですよね。これでいいのでしょうか。
議長	はい、事務局。
事務局	こちらで補足いたします。1,900時間というのは農業経営を営む上での指標として示しています。1,900時間というのは1日8時間働いて1ヵ月20日間、それを1年間やつたら1,920時間になります。実際には皆さん、それ以上に働いています。中途半端にやっていたり、週末しかしないとか、そういうのではないのだということです。農業専業で一生懸命やりましょうという指標が1,900時間ということです。個人の労働時間は農業経営の中身で変わってくると思いますので、それはまた別の話です。1,900時間は指標であって、それ以上でもそれ以下でもありません。
	あと、集約の対象が何故、認定農業者だけかという松原推進委員のご質問ですが、新規就農者にどんどん集約していくというのは進めでもらって構いません。私たちもそういう方をどんどん支援していきますが、国の考え方方は認定農業者に8割集約しなさいということなの

	です。国が定義している以上、認定農業者にどれだけ集約しているのか、ということですが、それが現在 17%ということです。新規就農者とか、やる気のある若手とかにどんどん集約していくというのは、今までもこれからも変わりません。
松原推進委員 議長	とても嬉しいご意見をありがとうございます。私たちがいくら集約しても認定農業者に集約でないでの実績にはなりません。でも今のお話を聞くと、認定農業者でなくてもいいですよ、ということなら、どんどん集約して実績を上げていこうとみんなで盛り上がっていくのではと思います。
事務局	先ほど、認定農業者に集約という話がでましたが、正確には認定農業者だけではありません。認定農業者と、基本構想水準到達者、新規認定就農者、それに集落営農経営の4つに集められた面積が集積率になります。
	それ以外の方、例えば従来の人・農地プランの中心的経営体に定められた人は必ずしも認定農業者になっていない場合もあります。そのような方の面積は集積率には含まれていません。そういう方も含めると集約率は 20 数%になります。
松原推進委員 議長	言いたいことは私がいくら地元の高齢者から田を耕作するように任せられても集積としてあがってこないのです。若い人に農地を集めて耕作してもらっているのですが、それが集積の数字として挙がってこないのです。国が認定農業者等でないと集積率に入れないのでです。国がそう言うなら延岡市としてはどうなのということです。延岡市独自の視点で集積率をあげてもらうと皆さんが張り合いができるのではないかでしょうか。
	頑張ったね、よくやっているねと褒めて頂くだけで嬉しいです。
	推進委員の方々も集約に頑張っておられるということで松原推進委員の意見もよくわかりますが、国の言う集積率には認定農業者等しかカウントできません。カウントされなくとも地域として頑張っているということであれば、遊休農地の解消等にもつながってきますので、認定農業者の方以外にも土地の集約をしてもらえればと思います。今後もよろしくお願ひいたします。
	他にございませんか。
	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
	次に、「その他」ですが、7月 20 日の初総会の時に、片伯部委員より、現地調査の説明について、他の市町村では推進委員が説明しているところがあるので、検討してみてはとの意見が出されておりましたが、それにつきまして、7月 28 日の第 1 回総会後に総務部会を開催しましたので、その協議結果について、佐藤純子副会長から報告をお願いします。
佐藤(純)委員	それでは、先月 7月 28 日の第 1 回目の総会後に、第 25 期では初めての総務部会を開催しましたので、協議内容を報告致します。
	まず出席者ですが、総務部会は、甲斐会長、花畠農地部会長、安藤農政部会長、そして私の4名で構成されていますが、当日は全員揃い、事務局とともに協議を行いました。
	検討内容については、7月 20 日の初総会の時に、片伯部委員より、他の市町村では、総

会で3条、4条、5条等の現地調査の説明は、農地利用最適化推進委員が行っているところがあるので、新しい体制を機に見直して、推進委員が説明を行ってはとの意見が出されました。

これに対し、事務局から他市の状況を調査したい旨の回答があったほか、松下委員からは、そもそも総会に推進委員が参加しているのかも調査して欲しいとの意見や、松田(宗)委員からは法的な根拠が何かとか総務部会で協議してはとの意見が出されたところです。

その後、事務局が調査を行い、その結果を踏まえて、総務部会を開催し協議を行ったところです。

はじめに、事務局から県内8市の調査結果の報告がありました。

まず、総会の開催方法ですが、宮崎市、都城市は農業委員のみで総会を開催しているようで、その他の6市については、延岡市と同じように推進委員も参加した開催方法を取っているようです。

次に、現地調査の結果を誰が説明しているかですが、宮崎市と都城市については、農業委員のみで総会を開催していることから、当然、現地調査の説明は農業委員が行っていることになります。

他の市では、日向市と日南市は推進委員が説明し、西都市は農業委員と推進委員が交互に説明しているようでした。

えびの市は、延岡市のように1つの地区を2人で担当しているのではなく、1つの地区を1人で担当しているため、その担当する農業委員か、推進委員が説明しているようです。

串間市は、3条や農地中間管理事業は、最適化活動、いわゆる農地の集積につながることから、推進委員が説明を行い、4条や5条については農業委員が説明を行っているようです。

小林市は、総会前に、案件のある地区的農業委員、推進委員からなる小委員会を開催した上で、総会では農業委員が説明を行っているとのことでした。

このように、方法は違いますが、推進委員が説明しているところもあるようでした。

次に、法的にはどうかということですが、事務局から農業委員会法第29条の第1項で「総会は、いつでも、推進委員に、その活動の報告を求めることができる。」とされ、第2項では「その担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べることができる。」とされているとの報告がありました。

やはり、推進委員は、あくまでもその区域内の最適化活動についてのみ、報告したり、意見を述べたりすることができるとのことでした。

以上の調査報告を踏まえ協議を行いましたが、その結果、農地法等に基づく現地調査等の説明は、やはり農業委員が説明すべきではないかとの意見で一致したところです。

ただ、それでは推進委員の活動が見えないではないかとの意見も出されたため、推進委員には、最適化活動について、法律にも規定されているように、総会で報告してもらつてはどうかとの意見が出されました。

委員からは、年度末には活動の点検評価をしなければならないことや、推進委員のモチベーションを上げるためにも良いし、後々きっと役立つ時がくるので、良い取り組みになるのではないかとの意見が出されました。

	<p>一方で、最適化活動の報告をするだけの十分な内容があるのかを心配する意見も出されました。また、活動報告だけではなく、その地区での課題や、わからないことなど、何でもいいので報告してもらえばよいのではないかとの意見が出されたところです。</p> <p>方法としては、毎月2人ずつ報告すれば、1年で1回は報告することになるので、とりあえず、一巡するまでは試行的にやってみましょうということになり、その後は、その効果について再検討することになりました。</p> <p>以上で、第1回総務部会の報告を終わりますが、協議結果をまとめますと、『現地調査の説明は、これまでどおり原則、農業委員が行う。』、『推進委員は、総会後に、最適化活動等の報告を行う。』ということになりました。</p>
議長	以上で、報告を終わります。
矢野委員	はい、只今の報告ありがとうございましたが、何かご質問等はございませんか。
議長	はい、委員番号19番 矢野委員。
矢野委員	委員番号19番 矢野です。1人当たりの発表時間に目安とかあるのでしょうか。
議長	それについてはこの後、事務局から説明があると思います。 推進委員さんの最適化活動の概要についての説明は事務局から致します。
事務局	<p>佐藤(純)副会長からの報告の中にありましたように、これまで通り、現地調査の説明は農業委員さんにやって頂き、推進委員につきましては顔が見える活動の一つとして最適化活動の報告をして頂くことになりました。要領については別紙に記載している通りです。</p> <p>まず1.活動報告の目的ですが、「農地利用最適化推進委員の活動の見える化を図るため、農業委員会等に関する法律第29条第1項に基づき、総会時に担当地区の最適化活動について報告を求める」とありますので、報告を求め、これにより、委員同士での情報共有を推進することで、最適化活動の充実を目指すこととします。</p> <p>2.活動報告の内容については、原則、担当地区内の最適化活動について報告を行うものとします。担当地区における最適化活動については①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進 があります。ただ自分の地域上、なかなか難しいという話もあるかと思いますので、その場合は最適化活動を行う上での疑義、質問や課題などを発表して頂ければと思います。また地域計画、以前で言う人・農地プランの進捗や取り組み、課題等を発表して頂ければと思っております。</p> <p>3.担当農業委員との調整ということですが、活動報告にあたっては、担当農業委員と事前に協議した上で行ってください。</p> <p>4.活動報告の人数及び順番ですが、総会毎に原則2名とします。23名いらっしゃいますので1年で一巡することになります。報告順番は裏面にあります通り、私の方で割り振りを致しました。推進委員、農業委員の経験のある方は農業委員会活動に詳しいので、順番の最初の方にしております。基本的には2人のうちの一人が延岡、もう一人が三北というように組んでいます。たまたま経験年数からしてもこういう形になりました。今年初めての推進委員の方は順番の後ろの方になっております。</p>

	<p>来月、9月から推進委員の方に活動報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。表の上の方に書いてあります通り、欠席した場合は次回に報告をお願いします。そうしますと次回は最初の予定の2名に1名加わるので、3名が報告することになります。以上でよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>先ほど矢野委員から質問がありました発表時間ですが、特に定めてはおりません。ただしあまり長くなつてもと思ひますので、5分以内でお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から活動報告についての説明がありました。5分以内の報告時間ということですので、ご理解よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>今の説明について何かご質問がありますか。</p>
	<p>はい、安藤委員。</p>
安 藤 委 員	<p>委員番号 16 番 安藤です。発表にパワーポイントを使うことは可能ですか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>物理上はここにパソコンを持ち込んで投影することは可能です。セキュリティの問題があるので情報政策課に確認致します。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、9月の総会から順番で報告の準備方よろしくお願ひします。</p>
	<p>では、事務局より連絡事項についてお願ひ致します。</p>
事 務 局	<p>(事務局より説明)</p>
議 長	<p>以上を持ちまして第2回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

2番 佐藤 純子

18番 松田 宗史

